

錦江町告示第 80 号

錦江町令和の森林づくり交付金交付要綱を次のように定めた。

令和 2 年 11 月 20 日

錦江町長 木場 一昭

錦江町令和の森林づくり交付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伐採後の再造林や拡大造林により豊富な森林資源を循環利用し、森林の公益的機能の持続的な発揮を図り、林業の成長産業化と地球温暖化防止を目的として CO₂ の吸収量を面積換算し造林内容に応じて交付する錦江町令和の森林づくり交付金(以下「交付金」という。)に関し、錦江町補助金等交付規則(平成 17 年錦江町規則第 25 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付対象者及び交付金の額等)

第 2 条 交付金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)、交付対象経費及び交付金の額は、別表 1 のとおりとする。

(交付金の交付申請)

第 3 条 交付金の交付を受けようとする者は、錦江町令和の森林づくり交付金交付(第 1 号様式。以下「申請書」という。) に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 交付申請の提出期限は、造林補助金の交付決定及び確定の日から 2 年以内とする。

(代理による申請)

第 4 条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 申請時点において、森林所有者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
- (3) 造林補助金申請に係る権限を有する者
- (4) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者

(交付金の交付の決定及び確定)

第 5 条 町長は、第 3 条の申請書を受理したときは、当該申請書に係る書類の審査及び調査等を行い、交付金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに交付金の交付を決定及び交付額の確定を行うものとし、その旨を錦江町令和の森林づくり交付金交付決定及び交付確定通知書(第 2 号様式)により通知するものとする。

(交付金の交付)

第 6 条 前条の規定による通知を受けた者が、交付金の交付を受けようとするとき

は、錦江町令和の森林づくり交付金交付請求書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付金の交付等に関する周知）

第7条 町長は、交付金の交付に当たり、交付対象者の要件、申請の方法等の事業概要について、造林補助金申請の際などに周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第8条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、交付対象者から第3条第2項の申請期限までに申請が行われなかった場合、当該交付対象者が交付金の交付を受けることを辞退したものとする。

（交付金の取り消し等）

第9条 町長は、交付対象者が次のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すとともに、既に交付した交付金の返還を請求することができる。

(1) 交付金の申請に不正があった場合

(2) その他、不相当と認められる事実があった場合

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年11月20日から施行する。

（令和元年度における特例）

2 令和元年度に造林補助金を受けた者については、本要綱に基づき造林認証したCO₂の吸収に限って、森林環境譲与税を活用し交付対象とするものとする。

別表1 (第2条関係)

交付金の交付の対象となる事業	交付対象内容	交付金の額	交付対象者
再造林及び拡大造林に伴うCO2吸収	再造林及び拡大造林に伴う炭素吸収源対策に寄与する以下の行為の内容に交付 1 最低 0.10ha以上の再造林及び拡大造林を実施した森林に限る。 2 国県の造林補助事業により検査の合格した森林を造林認証とする。	針葉樹の造林(スギ、ヒノキの1年間による1ha当たりの平均炭素吸収量11.4tCO2の小数点以下1位を四捨五入して1ha当たりの吸収量は11tCO2、1tCO2当たり10,000円として、10a当たり11,000円の単価に面積を乗じた額	交付金を申請しようとする年度及びその前年度に、造林事業により再造林及び拡大造林をして造林事業の検査に合格した森林を造林認証として森林所有者及び納税管理者や造林補助金申請者等
	3 針葉樹の造林(スギ・ヒノキ等) 4 広葉樹の造林(シイ・カシ類等) 5 その他町長が認めたもの。	広葉樹の造林(シイ、カシの1年間による1ha当たりの平均炭素吸収量2.88tCO2の小数点以下1位を四捨五入して1ha当たりの吸収量3tCO2、1tCO2当たり10,000円として、10a当たり3,000円の単価に面積を乗じた額	交付金を申請しようとする年度及びその前年度に、造林事業により再造林及び拡大造林をして造林事業の検査に合格した森林を造林認証として森林所有者及び納税管理者や造林補助金申請者等

※CO2固定量に関しては、平成31年4月1日以降に造林した森林を対象とする。